相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市奥沢一丁目二一番地、最後の住所北海道小樽市奥沢一丁目一六番八号
被相続人　亡　北濱　慷一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十四日
事務所北海道札幌市中央区南一条西三丁目札石ビル五階　清水彰法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区小山二丁目一六一番地、最後の住所茨城県龍ケ崎市佐貫二丁目一三番地一〇イクナス佐貫三〇五号室
被相続人　亡　加藤　立夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十四日
茨城県土浦市大手町四番一七号礎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　福岡　秀哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市若葉区愛生町一三一番地の四、最後の住所千葉県千葉市中央区東千葉二丁目六番一―六二五号
被相続人　亡　釼谷　麗子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十四日
事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号ＫＡ中央ビル五階　梨本・山本総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　梨本　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県野々市市菅原町一〇番、最後の住所石川県野々市市菅原町一〇番七号
被相続人　亡　金山　洋之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十四日
事務所石川県白山市倉光西二丁目一六番地三司法書士新井明治事務所
相続財産管理人　司法書士　新井　明治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市東本町一丁目一三番、最後の住所静岡県三島市東本町一丁目一三番四八号シティウインズ三島五一八
被相続人　亡　松本　元治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十四日
静岡県沼津市市場町八番一五号
相続財産管理人　弁護士　平岩　哲行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市釆女町三一六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　池田　敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十四日
三重県四日市市桜台本町五五番地
相続財産管理人　川嶋冨士雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府福知山市字中ノ二四七番地、最後の住所京都府福知山市字裏ノ一〇四番地の一
被相続人　亡　三木　亢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十四日
京都府福知山市南栄町四一番地一四　堀久ビル三階　福知山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮本　平一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市山本町南六丁目四番、最後の住所大阪府八尾市山本町南六丁目四番一五号
被相続人　亡　千代澤清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十四日
大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階
相続財産管理人　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県養父郡西谷村横行二五六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小林仲太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、会社法第一九七条第一項に規定する株式（所在不明株主の株式）の売却を決定いたしました。つきましては、後記の所在不明株主の株式を売却することに対し異議のある株主その他の利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にその旨をお申し出下さいますよう、会社法第一九八条の規定により公告いたします。

平成二十四年四月二十四日
愛媛県今治市南高下町一丁目四番三号
株式会社今治デパート
代表取締役社長　井本　郁子

記

株主名簿上の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券記号番号
末政　仁三　広島市西区大宮一―七―七	普通株式　四〇〇株	無
萩本　恒雄　広島市安佐南区中筋四四四―一	普通株式　四〇〇株	無

平成二十四年四月二十四日
兵庫県養父市八鹿町八鹿一七七三番地四中川ビル三階
相続財産管理人　司法書士　田村　陸司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県津名郡洲本町宇山一九四番地、最後の住所兵庫県津名郡潮村六七番屋敷
被相続人　亡　岩山　房吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十四日
兵庫県淡路市多賀四七二番地四
相続財産管理人　司法書士　高田　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県浦添市沢岻一丁目一九番地三、最後の住所沖縄県浦添市沢岻一丁目一六番三号
被相続人　亡　松田　和久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二十四日
沖縄県那覇市古波蔵三丁目一九番八号
相続財産管理人　与那覇恵章